

平成26年6月10日（作成日）
平成31年3月20日（改定日）
平成31年4月 1日（改定日）
令和 3年7月21日（改定日）
令和 6年4月 1日（改定日）
令和 7年4月 1日（改定日）
令和 8年4月 1日（改定日）

小平市立小平第三小学校 いじめ防止基本方針

小平市立小平第三小学校
校長 牧 田 淳 一

1 いじめ問題に対する基本方針

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものを、「いじめ」の定義とし、本校の全ての教職員が「いじめはある」「いじめを楽観視しない」「いじめは絶対に許さない」という認識に立ち、学校経営協議会や保護者・地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止や早期発見、初期対応、重大事態への対応・解決に向けて全力で取り組む。

全ての教育は、集団生活で児童が他人を思いやり（①思いをはせる、②推し量る、③同情する、④案じる）、児童が他人から大切な存在として認められることを基本理念とする。

2 主な取組

（1）自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりし、いじめをしない、させない児童を育成する。

- ①全校朝会で他人を思いやる心を育む内容で講話をしたり、安全指導朝会で取り上げたりする。
- ②道徳科の授業で「思いやり・親切、生命の尊重等」を重点的にいじめに関する授業を年3回以上実施する。
- ③読書活動を強化し、豊かな情操を養う。
- ④特別活動では「協力して笑顔あふれる三小をつくり上げよう」をテーマに、計画委員会や各委員長が話し合い（三小づくり会議）、児童の主体的な活動を継続的に実施したり、各委員会でピアサポート活動（※）を実施したりする。
- ⑤地域や保護者と連携を図り、地域活動や家庭生活で、思いやりの心を育む取組を推進する。
※ピアサポート活動・・・「仲間・友達」を「助ける・支え合う」を合言葉に計画委員会が核となり活動する。児童はいじめを見た時に傍観者とならないよう指導の実施を行う。

（2）未然防止や早期発見・早期対応、重大事態発生防止のための措置

- ①義務教育9年間を見据えた学習や生活の規律を共有して指導し、自分のことも他者のことも大切にする気持ちを育てる。
学校いじめ対策委員会を設置し、「いじめを許さない・事実を把握する・いじめを受けた児童を守り通す」を合言葉に、組織として迅速かつ丁寧な初期対応を確実に行う。日常的に委員会は、いじめ予防教育の指導計画を作成・実施したり、地域・保護者に学校いじめ対策委員会の組織対応の在り方を周知したりする。また、学校いじめ対策委員会を支援する組織と

して、学校サポートチームを活用する。いじめに関する内容について速やかに教職員全体に情報共有を行う。

<学校いじめ対策委員会>

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、養護(主任)教諭、学年主任、学級担任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーなど、状況に応じて柔軟に対応する。

②いじめサインを的確につかむために、登校時や朝時間に児童の様子を見とる。挨拶などの声掛けを通して児童と関わることで、いじめの早期発見・早期対応に努める。また地域・保護者にも「家庭生活で現れるいじめのサイン14」の活用を促し、青少対の活動や放課後子ども教室等の地域の活動や各家庭で受け取った児童からのサインによっては、速やかに学校と連携をとることを徹底させる。

※「家庭生活で現れるいじめのサイン14」は、資料として最後に掲載しています。御活用ください。

③スクールカウンセラーによる5年生児童の全員グループ面接（必要に応じて個人面接）を実施したり、スクールソーシャルワーカーと共に対象児童をケアしたりする。また常時相談窓口であることの周知等を行い、相談活動を充実させる。

④ふれあい月間を通じて年3回、学校全体のいじめの実態を全教員で把握するとともに、いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、いじめアンケートを実施する。（3年保管）実施時期や実施回数は学年毎に検討し、内容や活用法については、学校いじめ対策委員会が留意点等をマニュアル化する。

⑤いじめの定義や対応の在り方を理解し、児童の悩みや不安に対して適切に相談に応じられるようにするために、いじめ防止の在り方について研究や研修を行う。いじめに関する生活指導研修会を年間3回実施する。

⑥進級や進学の時節は、生活指導主任が中心となり、クラス編成での配慮事項や進学先等への情報（を記録する。）の引き継ぎ、共有をする。

⑦関係諸機関（子ども家庭支援センターや児童相談所など）と、定期的に連絡を取り合う。

⑧年度当初に全ての児童、保護者、地域へ学校いじめ防止基本方針について説明するとともに、同基本方針を学校ホームページに掲載し、周知する。

⑨いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。

（3）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

①セーフティ教室等、児童への情報モラルの指導を徹底する。

②保護者・地域向けにインターネットトラブルにかかわる講習を年1回実施し、インターネットを通じて行われるいじめに関する情報を共有し、情報モラルの在り方を周知し、協力を仰ぐ。

③時事的な問題（SNS いじめ等）については、その都度、生活指導主任と管理職で相談しながら、伝え方を考え、全校朝会や各クラスの指導につなげていく。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの発生が認められた場合は、学校いじめ対策委員会を核とした対応を迅速かつ丁寧を実施する。
 - ①学校いじめ対策委員会で、組織的に事実確認を行い（いじめノートに記録）、対応を迅速に検討する。
 - ②役割分担に応じて、被害児童、加害児童、周囲児童への対応を行う。
 - ③保護者や関係機関と組織的に連携して対応を行う。
- (2) 「教師と児童」「教師と保護者」「被害者と加害者」等の思いにずれが生じないように、対応の在り方について校長の指示の下、確認した事実と教育的配慮を核に、児童や保護者に指導や助言を行う。
- (3) 対応の状況によって、重大事態対応に切り替える判断を迅速に行う。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察及び関係機関と連携する（対応後、最低3か月の経過観察、対象児童が苦痛を感じていないことを目安とする）

4 重大事態発生時の基本的な対応

※重大事態の定義

重大事態の定義は、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）と規定されている。

※重大事態調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同様の事態の発生防止を図るものである。

参考：「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年 改訂版 文部科学省）

- (1) 最悪の事態を想定した慎重かつ迅速な対応を強化する。
- (2) 教育委員会と連携し解決に向けて徹底した対応を行う。児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時は、速やかに警察や関係機関と連携をとり、事実関係を明確にするための調査を行う。重大事態における調査は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- (3) 児童や保護者への対応は、事実の確認といじめの解消に向けた取組が組織的に行えるように、学校いじめ対策委員会へ指示する。場合によっては校長が直接対応する。
- (4) 学校は、調査を始める前に、対象児童・保護者に対し、重大事態調査に関する事前説明を実施する。また、関係児童・保護者への説明も行う。

(5) 学校いじめ対策委員会が調査を実施する。内容は以下の通り。

- ア 調査方針の決定及び保護者への説明等
- イ 事実関係の聴取、事実関係の整理
- ウ 再発防止に資する対応策の検討
- エ 報告書の作成、取りまとめ

(6) 対象児童や保護者、関係児童や保護者、学級や学校全体、教育委員会や地域等に、事態の状況や解決に至る経過等、情報提供を行う。

＜資料＞**保護者・地域** ー家庭生活で現れるいじめのサイン14ー

これらが、すべていじめのサインとは限りません。ご参考になさってください。

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ①学校のことを話さなくなる | ②登校を渋りがちになる |
| ③急に親に甘えてくるようになる | ④気分の浮き沈みが激しい |
| ⑤ぼーっと放心状態であることがよくある | ⑥いたずら電話がよくかかってくる |
| ⑦親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる | ⑧携帯やメールなどを見ようとしなくなる |
| ⑨衣服の汚れが著しい | ⑩文房具などがよくなる |
| ⑪身体に傷跡があり、隠そうとする | ⑫弟や妹に当たるが増える |
| ⑬急に激して誰かを罵ったりする | ⑭親の金を持ち出す |